



基準適合事業主認定通知書

株式会社 大栄建設
代表取締役 森 正 殿

貴社の青少年の募集及び採用の方法の改善、
職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の
促進に関する取組については、青少年の雇用の
促進等に関する法律第十五条に基づく基準に適
合するものであると認定しましたので、通知し
ます。

令和5年5月22日

新潟労働局長

